

## 知的障がい者に関する法律の整備と全国一律の施策展開を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。一方、知的障がい者は「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者及び知的障がい者に係る手帳制度について、身体障がい者及び精神障がい者の手帳は、それぞれ対応する法律に基づき交付・運用されているが、知的障がい者に係る療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運用されている。

さらに、知的障がいについては、自治体により障がいの程度区分に差があり、また、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。加えて、自閉症と診断された方に対する障害者手帳制度の運用についても、自治体によって対応が異なるため、交付される手帳の種類は全国一律ではない。

よって、国においては、国際的な知的障がいの定義、自治体の負担等を考慮した判定方法及び判定基準の在り方等に関する各種検討を行った上で、知的障がい者に関する法律を整備し、全国一律の施策を展開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
宛て

福島県議会議長 渡辺義信